

旅行業法改正に伴い全国で研修を実施

JATA研修・試験部

今年1月4日に「通訳案内士法及び旅行業法の二部を改正する法律」が施行されました。今回の旅行業法改正により、旅行業者などの営業所で選任されている旅行業務取扱管理者は、5年毎に定期的な研修を受講することが義務付けられました。また、新たに登録制度となった旅行サービス手配業については、すでに旅行業登録がある場合、重複して登録を受ける必要はありませんが、日本国内でランドオペレーター業務を行うには、都道府県知事への登録が必要となります。JATA研修・試験部は、旅行業法改正に伴う「旅行業務取扱管理者定期研修」と「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」を全国で実施する予定です。

○ 猶予措置

平成32年3月までに旅行業の登録の有効期間の満了日の2カ月前に当たる日が来る旅行業者等が、当該日までに研修を受講することができない場合には、更新登録の際に登録行政庁へ平成32年3月末までに研修を受講する旨の「誓約書」の提出をもって代替することができます。

○ 受講の優先順位

受講希望者が一時期に集中することを避けるため、営業所において選任される旅行業務取扱管理者及び旅行業務取扱管理者として選任見込みの者が優先的に受講できる時期が定められています。

※「旅行業法の改正に伴う経過措置(二)」
http://www.jata-net.or.jp/membership/law/notice/pdf/2019_lawgistriveststep.pdf

○ 開催予定

JATAでは平成30年度の事業として、旅行業務取扱管理者定期研修を次の予定で開催します。詳細は決まり次第、JATAのホームページでご案内します。

- 第1期 募集受付 6月 / 研修実施 7月 / 開催都市 東京・大阪・札幌
- 第2期 募集受付 10月 / 研修実施

- 11月 / 開催都市 東京・大阪・名古屋・福岡
- 第3期 募集受付 1月 / 研修実施 2月 / 開催都市 東京・大阪・仙台・広島

※営業所毎に選任された旅行業務取扱管理者が研修を受講しないと、旅行業の登録更新ができないこともありますので、猶予措置ならびに受講の優先順位等を確認いただき、確実に研修を受講していただくようお願いいたします。

「旅行サービス手配業務取扱管理者研修(二)」

旅行サービス手配業の登録には、各営業所毎に旅行業務取扱管理者、または、新設された旅行サービス手配業務取扱管理者の選任が義務付けられており、選任された管理者は、取引条件の明確性、旅行に関する他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な事項についての管理監督を行うこととなります。

JATAでは、3月22日と23日の東京(1回目)を皮切りに、5月までに札幌・東京(2回目)・大阪(2回目実施)・福岡・那覇の5都市7会場、旅行サービス

手配業に登録済み又は登録申請中の業者で、旅行サービス手配業務取扱管理者の資格を取得しようとする方を対象に、旅行サービス手配業務取扱管理者研修を開催します。

各会場ごとに応募締切日が異なるため、詳しくは左記URLの募集案内をご参照ください。
http://www.jata-net.or.jp/seminar/training/service/h30service_guide.html

旅行業務取扱管理者定期研修

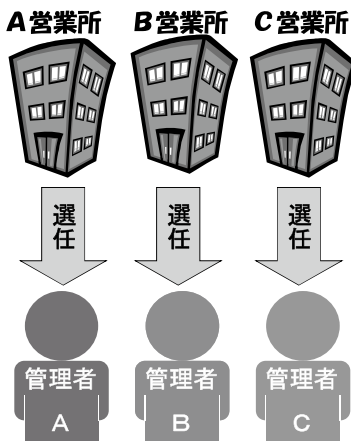
旅行業務取扱管理者の選任

(旅行業務取扱管理者の選任) 第十一条の二

旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」という。)は、営業所ごとに、一人以上の第六項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、.....国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

(旅行業務取扱管理者の選任) 第十一条の二

7 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、第四十一条第二項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。



義務化

